



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 坂崎宏幸

1時限目 事案の概要

Xは、XおよびY1の間の金銭消費貸借契約に基づき、Y1の店舗（以下「本建物」）の建設資金として、Y1に対し金2億円の貸付を行い、その担保として、XおよびY1間の平成20年1月29日付根抵当権設定契約に基づき、完成後の本建物に対し極度額2億円の根抵当権の設定を受けた。しかし、Y1名義の根抵当権設定登記手続が未了の間に、Y1は、民事再生手続開始の申立てを行い、平成20年2月20日には大阪地方裁判所より民事再生手続開始決定を受けた。

Xは、再生債務者たるY1に対し、本建物に対する根抵当権設定登記手続の請求を行うとともに、監督委員Y2に対し当該登記手続の同意の意思表示を求めて訴訟の提起に及んだ（大阪地判平20.10.31金融法務事情1856号31頁以下）。

2時限目 判 旨

本判決は、再生債権者が民法177条の「第三者」（物権の得喪について登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者）に該当すると判示した上で、再生債務者につき、その財産を管理処分する権限を失わない一方、再生債権者のために公平かつ誠実にみずからの財産を管理処分するとともに再生手続を遂行する責務を有する再生手続の機関であることを理由に、再生債権者と同様、民法177条の「第三者」に該当すると判示した。

また、Y1において根抵当権設定登記手続を意図的に遅らせる不誠実な行為があったとするXの主張に対し、本判決は、Y1が根抵当権の登記を意図的に遅らせた事実を認めつつ、再生手続開始前に設定登記がなされなかった経緯においてY1に不誠実な対応があったとしても、再生手続開始後のY1につき民法177条の「第三者」に該当すると判断することの妨げにはならないと判示した。その上で本判決は、Y1はXに対し根抵当権設定登記に応じる義務を負わないとし、さらに、Y1にXの別除権を認める義務はないとして、XのY1およびY2に対する請求を棄却した。

3時限目 実務の視点

所有権または担保権取得の対抗要件を具備しない間に当該権利の譲渡人または設定者が倒産した場合の法律関係について、破産手続との関係では、権利の取得者は、破産債権者および破産債権者の利益を代表する破産管財人にその取得を対抗できない（最判昭46.7.16民集25巻5号779頁，名古屋地判昭29.1.18下民集5巻1号36頁）との判断が示されてきた。本判決は、民事再生手続の再生債務者につき、再生債権者の利益を実現すべき再生手続上の機関であることを理由に民法177条の「第三者」に該当する旨を判示し、破産手続と同様の判断を示した初の裁判例であり、さらに別除権を認める義務の有無にも言及しており実務上参考になる。

なお、本判決では、再生手続開始前のY1の登記手続懈怠の事実が認定され、Y1における登記の欠缺を主張する正当な利益の有無に関する実質的な検討がなされている。この点については、背信的悪意者は信義則上、登記の欠缺を主張する正当な利益を有さず民法177条の「第三者」に該当しないとされた裁判例（最判昭44.1.16民集23巻1号18頁）が確立している。本判決における上記検討の法的位置付けは必ずしも明らかでないが、かかる民法上の議論との整合性に配慮したものとも考えられる。

もっとも、上記検討において、本判決は、再生手続開始前のY1の不誠実な行為は、再生債務者たるY1の民法177条の「第三者」該当性に影響を与えないとした。かかる結論は、再生債務者を再生債権者の利益を実現すべき再生手続上の機関と位置付け、再生手続前の担保権設定者と異なる立場と捉える本判決の方向性からは論理的な帰結と解される。他方、本判決を前提とすると、本事案のような貸付実行時に担保物が存せず登記困難なケースで、担保権設定者がその後の登記手続に非協力的な態度をとった場合に担保権者に酷な結果となりえるところ、かかるケースでの債権管理には十分な注意を要する。